

14 世紀前半ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民

花房 秀一

はじめに

フランス王フィリップ 2 世（在位 1180～1223 年）は、1202 年 7 月から 1204 年 6 月にかけて、イングランド王権下にあったノルマンディ地方を征服した¹。この征服によって、ノルマンディは、それまで政治的・経済的・人的に密接に結びついていたイングランドと分離することとなった。

例えば、ノルマンディに起源を有する貴族層は、「ノルマン征服」以来、いわゆるクロス・チャネル・バロンズ（cross-Channel barons）として、英仏海峡を挟んでイングランドとノルマンディ双方に所領を保持していた²。しかし 1204 年以後、ノルマンディ貴族層は、両地域が英仏両王の間で政治的に分離したために、イングランドかノルマンディのどちらか一方の所領を放棄するよう選択を迫られることとなった。フィリップ 2 世は、ノルマンディ征服完了後も、ノルマンディ貴族層に 1 年間の猶予期間を与え、はじめ 1205 年 4 月までに、その後延長されて同年のクリスマスまでに、フランス王かイングランド王のどちらかを選ぶように強制した³。実際には、その後もイングランドとノルマンディ双方に所領を維持する貴族は存在したが、1244 年、最終的に当該貴族はイングランド領を喪失し、クロス・チャネル・バロンズは消滅することとなった⁴。

この様に、ノルマンディ貴族層は、13 世紀初頭以来、フランス王権の厳密な統制下に置かれた。また王権によるノルマンディ支配が深化するに伴い、フィリップ 4 世期（1285～1314 年）には、ノルマンディ貴族層の国王家政役人への進出が顕著となった。例えば、フラヴァクール

¹ J. Baldwin, *Philippe Auguste et son gouvernement*, Paris, 1991, pp. 250-255; Fr. Neveux, *La Normandie royale (XIIIe-XIVe siècle)*, Rennes, 2005, pp. 14-21.

² いわゆる「アングロ・ノルマン王国」、およびクロス・チャネル・バロンズについては、以下の文献を参照。F. M. Powicke, *The loss of Normandy 1189-1204*, Manchester, 1913; 吉武憲司「アングロ・ノルマン王国と封建諸侯層 1066 年 -1204 年」『西洋史学』177 号、1995 年、1-16 頁; 荒木洋育「「アングロ＝ノルマン王国」崩壊期のイングランド国王財政とクロス＝チャネル＝バロンズ」『史学雑誌』第 116 編第 4 号、2007 年、961-12 頁; 同「「アングロ＝ノルマン王国」崩壊期における国王とクロス＝チャネル＝バロンズ」『西洋史学』226 号、2007 年、22-37 頁。

³ R. Jouet, *Et la Normandie devint française*, Paris, 1983, p. 71. このような条件は当時非常に厳しいものであった。なぜならよく知られているように、西欧の封建制では一人の人物が複数の主君を持つことが可能であったからである。

⁴ 1204 年から 1244 年にいたるフランス王権によるノルマンディ貴族層の統制問題については、拙稿「13 世紀前半ノルマンディにおけるカペー王権と在地貴族層—クロス・チャネル・バロンズの検討を中心に—」『西洋史研究』新輯 41 号、2012 年、81-102 頁を参照。

(Flavacourt) 家やブーヴィル (Bouville) 家などが国王侍従職 (chambrier) を得た⁵。またノルマンディ貴族であるアングラン・ド・マリニ (Enguerrand de Marigny) は、1304年に侍従職に就き、王領地の経営や財政問題を担当し、1309年以降はギヨーム・ド・ノガレ (Guillaume de Nogaret) に替わって国王顧問官の中心的人物となった⁶。以上は、ノルマンディに対するカペー王権の支配の浸透によって、ノルマンディ貴族層が、次第にフランス化 (francisation) していったことを示している。

しかし、このようなフランス化が進行する一方で、ノルマンディはフランス王権下にあっても、旧来の王領地のプレヴォに相当するヴィコント (vicomte) や、その下位に位置するセルジャン (sergent) など、この地方独特の組織を存続させていた。特に同地方の最高法廷であるエシキエ (Échiquier) は、理論上、パリ高等法院と同等の権能を持ち、同地方の自律性を象徴する独自の組織であった⁷。また1315年に発布されたノルマンディ憲章 (Charte aux Normands) は、同地方の自由と権利を保障する記念碑的文書として知られている⁸。

すなわち、フランス王権下において、ノルマンディはフランス化を進める一方で、地方主義 (particularisme) が強く残存する地域であったと言えるであろう。S. ポワレは、ノルマンディの地方主義を保証するものとして、上記のエシキエとノルマンディ憲章に加えて、14世紀前半に成立するノルマンディ地方三部会を挙げている⁹。地方三部会は国王課税の承認を主目的としながらも、地域の防衛や河港の修復など、中世後期において多様な役割を果たした¹⁰。本稿では、この地方三部会成立期 (14世紀前半) における王権と地域住民の交渉過程を検討することで、フランス化と地方主義という、相反する様相を呈するノルマンディ地方を、王権がどのように統治し、また地域住民が王権の支配に対して、どのような反応を示していたのかを考察してみたいと思う。

⁵ Fr. Neveux, *La Normandie royale*, pp. 445-446.

⁶ フィリップ4世の主要な顧問官であるアングラン・ド・マリニについては、J. Favier, *Un conseiller de Philippe le Bel, Enguerrand de Marigny*, Paris, 1963を参照。

⁷ エシキエに関する邦語文献については、以下を参照。拙稿「カペー期ノルマンディにおける国王裁判権の発展—エシキエとパリ高等法院の関係を中心として—」『西洋史研究』新輯第36号、2007年、42-62頁；同「エシキエ (Échiquier) における人的構成の変遷と国王裁判権」『西洋史学』231号、2008年、22-42頁；同「カペー朝末期ノルマンディにおけるヴィコント・パイイ制とエシキエ」『白山史学』47号、2011年、115-144頁。

⁸ ノルマンディ憲章の歴史的意義については、S. Poirey, 'La charte aux Normands, instrument d'une contestation juridique' dans C. Bougy et S. Poirey (dir.), *Images de la contestation du pouvoir dans le monde normand Xe-XVIIIe siècle*, Caen, 2007, pp. 89-106を参照。

⁹ *Ibid.*, p. 102.

¹⁰ 木村尚三郎「古典的封建制から絶対王政へ—フランス身分制議会史研究のために—」『歴史学研究』242号、1960年、67頁。

第1章 問題の所在

一般に三部会と呼ばれるフランスの身分制議会は、全国三部会 (États généraux) と地方三部会 (États provinciaux) に分かれていた¹¹。フランス史上、初の全国三部会と位置づけられるのが、教皇ボニファティウス8世との争いに対して、フランス臣民の支持を求めてフィリップ4世が開催した1302年4月10日の三部会である¹²。フィリップ4世治世下では、計3回ないし4回の全国三部会が開催されたが、国王課税への同意・承認という目的で開かれた三部会は、1314年8月のものが最初である。

その後、国王課税諮問の全国三部会は、百年戦争(1337～1453年)の悪化を受けて、特に1355年以降、毎年のように開催された。しかしシャルル5世治世(1364～1380年)以後、全国的な三部会の開催は、非常に間歇的となる。この原因として、全国三部会開催自体の問題、すなわち、全国三部会に参加する際の多額の費用、全国三部会開催中の長期の時間的拘束、また未発達の交通事情に起因する開催地までの旅程の困難・危険などが挙げられる¹³。

この様に全国三部会が、1360年代以後、開催頻度が低下するのに対して、多くが封建時代の諸侯領をその地理的範囲とする地方三部会は、中世後期を通じてほぼ毎年開催される安定した地方組織へと発展していった。

地方三部会が組織された地域は、三部会地方 (pays d'États) と呼ばれ、王領地、諸侯領を問わず、主に王国の周縁部に位置していた。すなわち、ブルゴーニュ、プロヴァンス、ラングドック、オーヴェルニュ、ブルターニュ、そしてノルマンディなどである。地方三部会の主要な機能は、全国

¹¹ 三部会研究については、A. Boullée, *Histoire complète des états-généraux et autres assemblées représentatives de la France depuis 1302 jusqu'en 1626*, Paris, 1845, 2vols; H. Hervieu, *Recherches sur les premiers états généraux et assemblées représentatives pendant la première moitié du quatorzième siècle*, Paris, 1879; G. Picot, *Histoire des états généraux*, 2e éd, 5vols, Paris, 1888; J. Russell Major, *Representative Institutions in Renaissance France, 1421-1559*, Madison (Wisconsin), 1960; C. Soule, *Les états généraux de France (1302-1789), Etude historique, comparative et doctrinale*, Paris, 1968等の諸研究が挙げられるが、近年、フランス身分制議会に関する研究は、一般に低調である。しかし最近、M. マルタンを编者とする論文集が刊行された。M. Martin (dir.), *Les états : ordres, institutions et formes (France 1302-1614)*, Langres, 2013。また邦語研究については、前掲の木村論文に加えて、以下を参照。木村尚三郎「フランス三部会」『岩波講座世界歴史11—中世5』岩波書店、1970年、50-69頁；高橋清徳『国家と身分制議会—フランス国制史研究—』東洋書林、2003年；堀越宏一「中世後期フランスの三部会における課税合意の形成と課税放棄」渡辺節夫編『ヨーロッパ中世社会における統合と調整』創文社、2011年。

¹² 初の全国三部会及びフィリップ4世とボニファティウス8世の抗争に関しては、J. Favier, *Philippe le Bel*, Paris, 1978, pp. 343-393を参照。

¹³ この理由以外にも、シャルル5世が、1357～1358年のパリ暴動の結果、三部会に対する警戒心を高めていたこと、及び1360年のブレティニ・カレー条約によって、ジャン2世の身代金として総額300万エキュが課されたため、王権はこれを封建的援助金徴収として三部会を経ずに課税することが可能になったことも挙げられる。堀越「中世後期フランスの三部会」、138頁。

三部会と同様、国王課税に対する承認・議決であったが、前述のように、地域の防衛、侵入してきたイングランド軍との直接交渉、河港の修復など、地方統治組織としての機能も有していた。特に南フランス地域の地方三部会は、課税の配分・徴収実務・決算を引き受け、委員会を組織してその処理にあたった¹⁴。

地方三部会をめぐる代表的な問題として、その起源に関する議論がある。もちろん、各々の地方三部会の成立事情は様々であり、共通の規定を当てはめることは不可能である。しかし、フランス身分制議会史研究者は、地方三部会が14世紀にフランス各地に相前後して登場し、中世後期を通して国王課税諮問機関としての役割を演じたことを考慮し、そこに何らかの共通の成立条件を見出そうと努力してきた。

第一に挙げられるのは、封建会議（*consilium*）を起源とする説である。これは三部会の源流を歴史上「会議」という形態をとった類似した制度に求めたものである。すなわちこの説では、三部会の起源は封建法上の「助言と助力」を任務とする、貴族と聖職者からなる封建会議に、第三身分が加わったものであると考えられた。

しかし、この封建会議説は、封建会議自体が、事実上宗教的祝祭日に開催され、饗宴や賜物の交換を通しての封主・封臣間の親善を第一義とする形式的な存在であったことを考慮すれば、国王課税諮問を主要任務とする地方三部会とは、その本質及び歴史的機能をまったく異なるものであったとして、否定されるであろう¹⁵。

第二に挙げられるのは、A. トマやL. カディエが提唱した王権主導による創設説である¹⁶。この説は、三部会には「助言と助力」という封臣の義務の観念が援用されているものの、王国の財政的危機に際して、王権自らが地方三部会を創設していったという考えである。

このような王権主導による地方三部会創設に対して、最後に挙げられるのが、E. ルースを代表として¹⁷、被支配者側の主導を強調する「社団国家（*états corporatif*）」説である。すなわち、中世の「社団国家」内における個人は、それぞれ営む同一職能のもとに自らを組織し、組織は王により固有の法的地位を与えられて、特権的社団となった。この説では、地方三部会の起源は、これら特権を与えられた各身分が自らの権利を擁護するために結集した結果であると考えられたのである¹⁸。

「社団国家」説の可否は他の研究に譲るとして¹⁹、本稿において問題となるのは、王権主導による創設にしろ、「社団国家」説にしろ、それらは三部会を王権と臣民が対抗する二元的性格のものと捉えていることである。すなわち、三部会では、王権が財政的必要に応じて臨時税の同意を

¹⁴ A. Tomas, *Les états provinciaux de la France centrale sous Charles VII*, 2vols., Paris, 1879, t. 1, p. 24 et p. 100.

¹⁵ 木村尚三郎「古典的封建制から絶対王政へ」、69頁。

¹⁶ L. Cadier, *Les États de Béarn depuis leurs origines jusqu'au commencement du XVIe siècle*, Paris, 1886.

¹⁷ E. Lousse, *La société d'ancien régime. Organisation et représentation corporatives*, t. 1, Louvain-Bruges, 1943.

¹⁸ 以上、地方三部会の起源については、高橋『国家と身分制議会』、100-123頁に詳しい。

¹⁹ 木村尚三郎「古典的封建制から絶対王政へ」、69頁。

臣民に課し、臣民はそれに合意を与えることを通じて、王権に対して立憲的な制限を課すことができたと考えられてきたのである。

この様な二元論的な考え方に対して、現在の歴史学では、それぞれの国家と社会の具体像に即して身分制議会の在り方を把握することが意識されるようになってきている²⁰。特にノルマンディは、百年戦争前半におけるクレシー（1346年）とボワティエ（1356年）の両戦いに至る前哨戦において、イングランド軍の侵攻を受けて多大な被害を蒙った。そのため地域住民にとって、地方三部会を通じた国土の復興と地域の防衛体制の構築は緊急の課題となり、そこに王権と臣民の対抗関係を強調するのは、限界があると考えられるのである。

そこで本稿では、ノルマンディ地方三部会における王権と地域住民間の審議・交渉・決議を双方向的なコミュニケーションとして捉えることとする。地方三部会を通じた国王課税の承認が、王権側の強権的・恣意的な意図の下で行われたのではなく、君臣間が双方の合意に基づいて行われていたことを、本稿では、以下1) ノルマンディ地方三部会成立期の王権と地域住民の交渉過程、2) 1348年のノルマンディ地方三部会における合意形成という2段階に分けて考察してみたいと思う。

第2章 ノルマンディ地方三部会の成立

本章では、1337年にポン・トドメール（Pont-Audemer）で開催されたノルマンディ初の地方三部会と、1339年にルーアン（Rouen）で開かれた地方三部会について考察する。これによって、地方三部会の成立において、王権とノルマンディ三身分がどのように交渉し、王権に対する援助の承認が行われたのかを検討する。

ノルマンディ地方三部会成立の背景に、百年戦争遂行のための財政及び軍事的要求があることは、同三部会が初めて開催された年と百年戦争勃発の年が、1337年と同年であることから推測できる²¹。ノルマンディは英仏海峡に面し、フランス王国の中心地域であるイル・ド・フランスとイングランドに地理的に挟まれている。百年戦争前半において、イングランド軍の北フランス侵攻は、フランドル方面、ブルターニュ方面、ノルマンディ方面の3方向に向けて行われた。フランドルとブルターニュがそれぞれ自律的な家産諸侯領であったのに対して、当時ノルマンディは王太子ジャン（後のジャン2世）の王太子領であり、フランス王権にとって、イングランド軍の侵攻と対峙する重要な地域の1つであった²²。

1337年、フランス王フィリップ6世（在位1328～1350年）による援助金（subside）の要求

²⁰ 堀越「中世後期フランスの三部会」、132頁。

²¹ ノルマンディ地方三部会に関する研究は、全国三部会と同様、近年低調であるが、代表的なものとして、以下の研究を挙げることができる。A. Coville, *Les États de Normandie : leurs origines et leur développement au XIVe siècle*, Paris, 1894; H. Prentout, *Les États provinciaux de Normandie*, vol.3, Caen, 1925-27.

²² W. M. Ormrod, 'England, Normandy and the Beginnings of the Hundred Years War, 1259-1360', in D. Bates and A. Curry (ed.), *England and Normandy in the Middle Ages*, London, 1994, pp. 201-202.

に対して、ボン・トドメールにノルマンディの三身分の代表が集まり、初のノルマンディ地方三部会が開催された²³。

フィリップ6世の援助金要求に対して、ノルマンディ三身分は、ノルマンディ憲章に認められた免税特権を主張して反対した。ノルマンディ憲章とは、1315年にルイ10世(在位1314～1316年)によって発布されたもので、ノルマンディの自由、慣習、特権を認めた文書である²⁴。ノルマンディ憲章の第7条(フランス語テキストでは22条)では、「明白な利益または差し迫った必要」がある場合を除いて、ノルマンディの人々は臨時税を免除されることが認められていた²⁵。この様に一定の留保事項は付加されているものの、ノルマンディ三身分は、この条文を理由に、王権による援助金徴収に抵抗したのである。結局、このノルマンディ初の地方三部会では、最終的に君臣間で合意が成り、援助金としてではなく、一度限りの贈与の一種として、税徴収が認められた²⁶。

1339年、フィリップ6世は、再びノルマンディに対する援助金の要求を計画した。フィリップ6世は、この新たな国王課税に対するノルマンディの反対を予想し、この度は地方三部会における承認を経ずに、援助金の徴収を命じた²⁷。

これに対して、ノルマンディの聖俗貴族層は、王権の命令はノルマンディ憲章で確認された免税特権に反するとして、王権による援助金の徴収に対して抵抗した。フィリップ6世は聖俗貴族層の反抗を宥めるため、彼らとその所領の住民に対する免税特権を確認し、その代わりに援助金徴収に対する彼らの同意を取り付けようとした。

王権のこのような提案に対して、ノルマンディの聖俗貴族層がどのように返答したのかを、『ルーアン年代記』は詳細に伝えている。「彼らは、ノルマンディの人々は一体で、同一の法、同一の義務に従っており、自由と特権はすべての人々に共有されていると考えた。そこで、王とその息子ジャン公に直接属している都市や地域の住民が、公領の他の住民と同様に、前述の特権を

²³ A. コヴィルは、この三部会が王の命令によって開かれたのか、または三身分の主導によって開催されたのかはわからないとしている。Coville, *Les États de Normandie*, p. 43.

²⁴ ノルマンディ憲章については、註8の他にも、以下の論考を参照。P. Le Cacheux, 'L'ordonnance de Louis X Hutin du 25 décembre 1315 et ses rapports avec la Charte aux Normands', *Bulletin de la Société des Antiquaires de Normandie*, t. 50, 1946-1948, pp. 85-104.

²⁵ 「今後、前述の公領において、余または余の後継者によって、人物に対しても、またそこに所在する財産に対しても、もし明白な利益または差し迫った必要がそれを要求しなければ、地代、サンス地代、余に対して義務付けられた奉仕の他に、いかなるタイユ税、援助金、賦課金、不当徴収も行うことはできず、またしてはならない (Quod de cetero per nos, aut nostre successores in dicto Ducatu, in personis, aut bonis ibidem commorantium ultra redditus, census, et servitia nobis debita, taillias, subventiones, impositiones, aut exactiones quascumque facere non possimus, nec etiam debeamus, nisi evidens utilitas, vel urgens necessitas id exposcat.)」 E. de Laurière et D. F. Secousse (éd.), *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, Paris, 1723-1849, t. 1, p. 589.

²⁶ A. Coville, *Les États de Normandie*, p. 44.

²⁷ *Ibid.*, p. 46.

十全に、また完全に享受しないかぎり、彼らは絶対に援助金を受け入れることを拒絶した」²⁸。

以上のように、ノルマンディ聖俗貴族層の抗議を受けて、王権は、1339年3月23日、ルーアンでノルマンディ地方三部会を開催した。同三部会で合意された内容は以下の2つである。すなわち、1) ノルマンディから王権へ、対イングランド戦のための軍隊を提供すること、2) 臨時課税実施の条件の明確化である。

1) については、1339年のノルマンディ地方三部会では、ノルマンディ側は援助金の代わりに、王権にイングランド遠征軍を提供したことが注目される。

遠征軍の内容は、4000人の騎士、20000人の歩兵、5000人の弩兵から成っており、ノルマンディの負担で用意されることが取り決められた。その遠征軍はノルマンディ公である王太子ジャンが率い、4000人の騎士の内1000人は、ジャンに直属した。軍役期間は10週間で、2週間の延長が可能であり、もし軍役期間を超えて遠征を行う場合は、ジャンが遠征軍に対して給金を支払うことになっていた。また遠征の代わりに、王国の防衛を行わなければならない場合は、軍役期間は8週間とされた。さらにノルマンディは多数の軍船を艦装し、その中の5艘または6艘は、ジャンと彼の指揮下の1000人の騎士に提供された²⁹。実際には、この遠征計画は実行されなかったが、ノルマンディが提供した150～160艘の軍船は、翌1340年のスロイスの海戦で用いられた。

2) については、1315年のノルマンディ憲章が再確認され、「差し迫った必要」の適用条件が明確化された第2ノルマンディ憲章が發布されたことが挙げられる。

1339年のルーアン地方三部会では、1337年のポン・トドメール地方三部会と同様、ノルマンディの自由と特権、すなわち1315年のノルマンディ憲章で認められた免税特権が問題となった。既に述べたように、ノルマンディ憲章では、「差し迫った必要」がある場合、臨時課税が実施されることが明記されていた。Fr. スヴェーは、「差し迫った必要」とは、恐らく戦時を指しているであろうと推測しているが³⁰、ノルマンディ憲章に「差し迫った必要」の定義がなされていないため、王権による恣意的な課税が行われる恐れがあったのである。

そのため、1339年3月、王権は「差し迫った必要」の適用条件を明確化した第2ノルマンディ憲章を發布した。同文章では、初めに、明白な利益または差し迫った必要がなければ、いかなるタイユ税、援助金、賦課金、不当徴収も行わないと、1315年のノルマンディ憲章第7条を引用した後、詳細にノルマンディの免税特権と、その免税特権が適用されない場合の条件について記している。

²⁸ 《quod totus populus dicti Ducatus ut unicus et conformis eisdem legibus et consuetudinibus regitur, et libertates et priuilegia toti populo sint communia et communes, noluerunt aliquatenus consentire, nisi habitatores villarum, et locorum ad Regem, et Ducem Normanniae Joannem filium sine medio pertinentes, sicut et caeteri habitatores dicti Ducatus dictis priuilegiis plene et perfecte gauderent.》 Ph. Labbé, *Novae bibliothecae manuscriptorum librorum*, Paris, 1657, p. 387.

²⁹ Archives Nationales, J 210, n° 4.

³⁰ Fr. Neveux, *La Normandie royale*, pp. 461-462.

免税特権に関しては、1315年のノルマンディ憲章よりも、より具体的に免税の適用範囲が述べられている。すなわち、王の直轄地か非直轄地かに関わらず全ノルマンディにおいて、聖俗を問わず、人物やその動産、不動産に対して臨時課税を行わないこと、王の直臣と陪臣、あるいは貴族と非貴族の区別なく臨時課税が免除されること、他地方の人物が保持しているノルマンディの財産に対しても臨時課税を行わないことが規定されている。

同文書では、上記の免税特権の確認に続いて、留保事項が定められている。「しかし次のような方法で、前述の土地において陪臣招集をなすよう宣言できることが、余または余の後継者である王に対して保持されることは別とする。すなわちそれは、余と王国の敵が、余あるいは余の後継者と前述の余の王国を圧迫するために、非常に多数の強力な軍隊を保持しており、もし余あるいは余の後継者であるフランス王の責任に従って、この様な陪臣招集がなされなければ、第一の招集命令あるいは一般招集によって、余または余の後継者と、その時余や余の後継者とともにある者たちが、そのように勢力のある敵を押しとどめ、抵抗し、また反乱を起こした余の臣民を再び服従させるのに十分な力がないことを、余が知り、また強固な確信を持つ場合である。その場合には、陪臣招集をなすことができ、全ての者はそれに従うよう義務付けられる。そして前述の場合、余または余の後継者は、前述の陪臣招集に義務としてやって来たノルマンディの全ての人物に対して、その他いずれの賠償金や租税も余は徴収せず、また徴収されることを許さない」³¹。

以上の留保事項からは、次のことが指摘できる。まず、1315年のノルマンディ憲章に記された「差し迫った必要」とは、敵または反乱者がフランス王国を圧迫した時、通常の直臣召集では不十分である場合、すなわち、陪臣招集が必要とされる場合であると規定されたことである。次に、陪臣招集に応じたノルマンディの人物には、「その他いずれの賠償金や租税も余は徴収せず、また徴収されることを許さない」という文言から、仮に陪臣招集に応じられない場合は、軍役代納金として臨時税を徴収されたことが推測できる。以上から、1315年のノルマンディ憲章では不明瞭であった臨時税の実施条件が明文化され、王権による恣意的な課税は制限されることとなっ

³¹ 《selvo et retento dumtaxat Nobis et Successoribus nostris Regibus, quod Nos poterimus et ipsi poterunt in ipsa Patria proclamari facere Retrobannum in modum qui sequitur, et non aliter; Scilicet in casu quo Nos sciremus vel ipsi scirent, vel firmam spem haberemus aut ipsi haberent, quod hostes nostri et dicti Regni forent in tanta multitudine seu potencia gentis armorum pro gravando Nos seu Successores nostros et dictum Regnum nostrum, quod per primam semonsam seu convocacionem generaliter factam, Nos seu Nostris Successores, et illi qui tunc essent Nobiscum aut cum Successoribus nostris, non essemus aut ipsi non essent satis fortes ab obviandum seu resistendum hostium ipsorum potencie, aut ad reducendum ad obedienciam subditos nostros rebelles, absque faciendo hujusmodi Retrobannum secundum conscienciam nostram seu Successorum nostrum Regum Francie; et in illo casu fieret et fieri posset Retrobannum, et omnes tenerentur eidem obedire; et in casu predicto, Nos aut Successores nostri a personis quibuscunquedicte Patrie Normannie, que venient sicut debebunt ad dictum Retrobannum, non levabimus nec levari permittemus Emendam vel financiam aliam qualemcunque》*Ord.*, t. VI, pp. 550-551.

たのである³²。

以上の1337年及び1339年のノルマンディ地方三部会から、以下のことが指摘できる。

第一に、王権の求める援助金としてではなく、1337年の地方三部会では、一度限りの贈与という名目で金銭を供出したことが注目される。また1339年の地方三部会でも、援助金の代わりにイングランド遠征のための軍役をノルマンディが提供したことも重要である。すなわち、これら両地方三部会の決議では、国王の援助金要求に対して、時々状況に応じて、実際の臣民の援助内容が決定されたことが窺えるのである。

第二に指摘できるのは、上述したように、第2ノルマンディ憲章によって、「差し迫った必要」の定義づけがなされ、王権による恣意的な臨時税の実施が制限されたことである。臨時税実施条件の明確化は、1315年のノルマンディ憲章発布以来、同地方の人々が求めていたことである。

これら二点から、王権による援助金要求は決して強権的なものではなく、王権とノルマンディ地方三身分の合意の下、王権への援助が決定されていたことが推測できるであろう。また軍役提供の見返りに、臨時税実施条件の明確化がなされたことは、ノルマンディ地方三部会において、君臣間の双方向的なコミュニケーションが存在していたこと示しているのである。

第3章 1348年のノルマンディ地方三部会

1330年代末にその組織を形成し始めたノルマンディ地方三部会は、1347年11月にルーアンで開催された地方三部会と、1348年3月にボン・トドメールで開催された地方三部会を経て、新たな局面に展開した。ボン・トドメールで開かれた地方三部会の決議を受けて発布された勅令によれば、ノルマンディ地方三部会は、援助金の徴収実務や決算を処理する地方行政組織としての面を獲得したのである³³。Fr.ヌヴーは、これを「王権から税制面で真の自律性を奪取するに至った」と評価し、ノルマンディ地方三部会の歴史の一つの頂点と考えた³⁴。本章では、このような地方三部会の新たな展開がどのようにして成されていったのかを、三部会開催の背景を考察し、さらに前年ルーアンで開催された地方三部会と、ボン・トドメール地方三部会を比較することから、検討してみたいと思う。

1340年のスロイスの海戦後も、翌1341年に始まるブルターニュ継承戦争（1341～1364年）や³⁵、1344年のダービー伯によるガスコーニュにおける2度の騎行（chevauchée）によって、英仏の対立は続いた³⁶。特に、フィリップ6世と対立したノルマンディ貴族ゴドフロワ・ダルクー

³² A. コヴィルによれば、第2ノルマンディ憲章で規定された「差し迫った必要」＝陪臣招集という考えは、その後1355年と1357年の全国三部会でも決議され、ノルマンディという一地方の特権が、全国に展開したことが指摘されている。A. Coville, *Les États de Normandie*, pp. 54-55.

³³ *Ibid.*, p. 62.

³⁴ Fr. Neveux, *La Normandie royale*, p. 499.

³⁵ ブルターニュ継承戦争については、J. Ch. Cassard, *La Guerre de succession de Bretagne*, Spézet, 2006 を参照。

³⁶ 騎行とは、騎兵が数キロメートルもの幅に散開し、途中の町や村を略奪品しながら行軍するイングランド軍

ル (Godefroi d'Harcourt) が、イングランド王エドワード3世 (在位 1327～1377年) に進言したことによって開始されたとされる 1346年のイングランド軍のノルマンディ侵攻は、同地方に多大の被害をもたらした³⁷。1346年7月12日、15000の軍を率いてコタンタン半島のサン・ヴァースト・ラ・ウーグに上陸したエドワード3世は、ノルマンディを東進し、7月22日にサン・ロー (Saint-Lô)、7月31日にカン (Caen)、8月2日にリジュー (Lisieux) を陥落させた。その後イングランド軍はルーアンやエヴルー (Évreux) を避けて南下し、ポワシー (Poissy) でセーヌ川を渡って北上し、8月26日クレシーの戦いでフランス軍を打ち破り、翌1347年8月4日には、11カ月の包囲の末、カレー (Calais) を陥落させた³⁸。

イングランド軍のノルマンディ侵攻に始まる一連のフランス軍の敗北は、フランス王権にノルマンディの防備体制強化の必要性を痛感させた。フィリップ6世は、1347年7月10日、フランス王権に帰順したゴドフロワ・ダルクールをルーアンとカン方面の軍事指揮官 (capitaine) に任命した。そして早くもカレー陥落の3週間後の1347年8月25日には、ゴドフロワ・ダルクールの管轄地域において、地方防衛のための臨時課税を命じている³⁹。

またフィリップ6世は、同年11月、ノルマンディ公である王太子ジャンに対して、ノルマンディ地方三部会の開催権を付与した⁴⁰。これによってジャンは、同年の諸聖人の祝日 (11月1日) にルーアンで、また翌1348年3月にボン・トドメールでノルマンディ地方三部会を開催した。

ルーアンで開催された地方三部会は、議事録や決議内容をまとめた勅令が残存していないため、

の戦形態である。騎行の目的は戦利品を獲得することにもあったが、何よりも住民の不安を募らせることでフランス王権の権威を失墜させ、対英戦で不戦戦略を用いるフィリップ6世を決戦に踏み切らせることに主眼が置かれていた。C. Allmand, *The Hundred Years War: England and France at war c. 1300-c. 1450*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988, p. 51.

³⁷ ゴドフロワ (またはジョフロワ)・ダルクールについては、以下の文献を参照。L. Delisle, *Histoire du château et des sires de Saint-Sauveur-le-Vicomte*, Valognes, 1867; R. Jouet, *Et la Normandie devint française*, pp. 125-146.

³⁸ Fr. Neveau, *La Normandie pendant la guerre de Cent Ans*, Renne, 2008, p. 33.

³⁹ L. Delisle, *Actes Normands de la chambre des comptes sous Philippe de Valois (1328-1350)*, Rouen, 1871, n° 201, pp. 351-352.

⁴⁰ 「余が、ノルマンディ公兼ギユイエンヌ公であるいとも親愛なる長子ジャンに抱いている極めて大きな愛情のために、彼が完全な行政権を所持しているその他の地域と同様、ノルマンディにおいて、何度でも、彼が欲するすべての臣民を招集できる許可、権力、承認、権威を、余は与えた。高位聖職者、修道士、聖職者、バロン、貴族、非貴族や、あらゆる身分の他の人々に対して、その全体にしる、一部にしる、都市や城やその他の場所で、彼らに助言を求め、戦争についてのあらゆる種類の援助を彼は要求できる (que, comme pour le très grant affection que nous avons à nostre très chier fuilz ainsne Jehan duc de Normendie et Guyenne, nous li avons octroie et octroions licence, pouvoir, congie et auctorite que il puisse assembler toutes foiz et quantes foiz que il voudra touz ses subgiez, tant du pays de religieuz, clers, barons, nobles et non nobles et tous autres de quelque estat ou condicion que il soient, ensemble ou par parties, en lieu, ville ou chastel ou en pluseurs, et leur requerir conseil et toutes manieres de aydes pour le fait des guerres)」A. Coville, *Les États de Normandie*, Pièces Justificatives, n° IV, p. 344.

公とノルマンディ三身分の間で、どのような議論や決定がなされたのかは、具体的には不明である。しかし、翌1348年3月にポン・トドメールで開催された地方三部会の決議内容をまとめた勅令の前文には、「ノルマンディ地方の高位聖職者、バロン、貴族、優良都市は、11月にルーアンで、地方の防衛のために公に与えられた援助金のために、ポン・トドメールに集まった。その援助金は前述の公領の各々の小教区につき1人の兵士を1年間供出する費用、1日6スー・パリ貨を徴収するもので、総額450000リーヴル・トゥール貨になる（以下略）」と記されており⁴¹、ルーアン地方三部会において、援助金供出が決議されたことが確認できるのである。

ここで、援助金徴収のため、なぜ二度の地方三部会が必要になったのか、また両地方三部会の決議内容に相違はあったのかかが問題となる。H. プラントゥは、1347年11月のルーアン地方三部会の決議内容は、翌年のポン・トドメール地方三部会の決定とほぼ同内容であったと推定している。彼は、ポン・トドメール地方三部会が開催された理由は、ルーアン地方三部会で決定した援助金の徴収額が、必要額に達しなかったからであると考えた。ポン・トドメール地方三部会では、ジャンは、ルーアン地方三部会で援助金の徴収を免除された聖職者から、借款の形で新たな援助金を徴収し、不足額を補ったのである⁴²。

このH. プラントゥの主張に対して、A. コヴィルは、前掲の1348年3月の勅令の前文に「11月にルーアンで地方の防衛のために公に与えられた援助金のために、ポン・トドメールに集まった」と記されていることから、ルーアン地方三部会で決定した援助金について、再び協議するために、ポン・トドメールで地方三部会を開催したと主張した。A. コヴィルは、ポン・トドメール地方三部会開催の理由として、ジャンが、同地方三部会が開催される前々月の1348年1月に発した援助金徴収に関する命令を指摘している。同命令では、その冒頭において「公またはノルマンディに与えられた現下の援助金に対する危惧に関して」と記されていることから⁴³、A. コヴィルは、何らかの理由で、ルーアン地方三部会において決定した援助金の徴収が困難になり、また同命令でも改善が見られないことから、3月にポン・トドメールで再び地方三部会が開催されたのであると推定した⁴⁴。

H. プラントゥとA. コヴィルの主張を比較すると、両者とも援助金の徴収が困難になったた

⁴¹ 《les prelatz, barons, nobles et bonnes villes de son pays de Normendye, assemblez au Pontaudemer pour le faict du subside, luy eussent octroye à Rouen, au moys de novembre, pour la deffence du pays, qui estoit ung homme d'armes de chacune paroisse de la dite duche jusques à ung an, six solz parisis par jour pour homme d'armes, qui pouvoit monter à quatre cens cinquante mille livres tournoys...》 *Ibid.*, Pièces Justificatives, n° V, p. 345.

⁴² H. Prentout, *Les États provinciaux de Normandie*, t. 1, pp. 98-99. ただし実際には、後述するように、1348年1月の命令で、聖職者に対して課税が命じられている。

⁴³ 《sur les doutes de cest present subside octroyé à monseigneur le duc ou pays de Normandie》 L. Delisle, *Actes Normands de la chambre des comptes*, n° 207, p. 356.

⁴⁴ A. Coville, *Les États de Normandie*, p. 344.

め、ポン・トドメールで再び地方三部会が開催されたと推定している。ところが、H. プラントゥが、両地方三部会の決議内容をほぼ同一のものであると推定しているのに対して、A. コヴィルは、ルーアン地方三部会の史料上の制約から、同地方三部会において決議された援助金の徴収対象や、徴税方式などの具体的な内容について言及を避けている。しかし上掲の王太子ジャンが発した1348年1月の命令に、「現下の援助金に対する危惧」とあることから、ルーアン地方三部会の決議内容が、何も改善なく、そのままポン・トドメール地方三部会に継承されたとは考えにくい。

そこで以下、上述の1348年1月の命令（以下、一月命令）と、同年3月のポン・トドメール地方三部会の決議に関する勅令（以下、三月勅令）の内容を比較検討することから、イングランド軍侵攻後の危機対応における公（王権）とノルマンディ地方三身分間の合意形成と、ポン・トドメール地方三部会の意義を検討してみたいと思う。

一月命令は全16条から成っている。この命令が出された目的は、恐らく11月のルーアン地方三部会で決定した援助金の徴収に不都合が生じたため、改めてルーアン地方三部会で決議された課税対象者や徴税方式が明文化されたのであると考えられる。一方、三月勅令は全21条で構成されており、同月のポン・トドメール地方三部会で決議された内容が広く盛り込まれている。一月命令の内容が、課税のための資産評価や課税対象に特化しているのに対して、三月勅令は、課税対象、課税方式、税徴収・管理などの税務のみならず、ノルマンディの自由、特権、慣習の確認（1、2条）や、城塞の建設（13条）、役人の不正や行政の改革のための尋問官の派遣（19条）など、内容が多岐にわたっている。

課税方式については、一月命令では、動産・不動産などの資産に対して税が課された。同命令では、「動産と同様不動産に関しても」課税対象として調査し（1条）⁴⁵、動産はその人物が居住する場所において、不動産は各々が所在するパイイ管区で評価された（5条）。またノルマンディ公である王太子ジャンの土地も課税対象となった（8条）。負債がある場合は、その分を動産の評価から差し引かれた（6条）。また終身年金、寡婦資産、給与なども課税対象とされた（15条）。

一方、三月勅令では、総計450000リーヴルの援助金は、250000リーヴルの消費税（aide）と200000リーヴルの貸付の形で徴収された⁴⁶。消費税は、取引時に販売者と購買者双方から1リーヴルにつき4ドゥニエ、計8ドゥニエ（3.3%）徴収され（9条）、規定額の250000リーヴルに達するまで徴収が続けられるが（15条）、英仏間で休戦が結ばれた場合、徴収は中止されることとなっていた（20条）。またノルマンディの人々から貸付された金銭は、個々人が貸付けた金額に応じて、公が資金を手に入れ次第返済されることになっていた（16条）。これら消費税と貸付が行われている間は、その他の税は免除され（3、5、14条）、王権による食料品や馬などの徴発も禁止された（4条）。徴収された金銭は、地方三部会で認められた財政支出以外に転用されるこ

⁴⁵ 《tant sur le vaillant de leur heritage que de leur meubles》 L. Delisle, *Actes Normands de la chambre des comptes*, n° 207, p. 357.

⁴⁶ Fr. Neveux, *La Normandie royale*, p. 499.

とは禁じられた (18 条)。

この様に一月命令と三月勅令を比較すると、大きく課税方式が変更されたことが分かる。一月命令が出された理由は、1347 年 11 月のルーアン地方三部会で資産税の徴収が決議されたものの⁴⁷、一月命令の冒頭に記されているように、徴税が困難となったため、同命令によって、資産の査定方法などを詳細に取り決めたのだと推測できる。しかし一月命令を公布したにも拘らず、実際には、個々人が所有する動産・不動産を正確に査定することは難しかった。そのため、1348 年 3 月にポン・トドメールで新たに地方三部会が開催され、徴収が困難な資産税から、消費税と貸付に援助金に変更されたのでありと考えられる。

課税対象者については、一月命令では、貴族、聖職者を含むノルマンディの全住民が対象とされた (1、4、9、10 条)。ノルマンディに所領を持つものの、ノルマンディ公ではなく王に直属している王妃ジャンヌ、ナバラ王妃、オルレアン公、アランソン伯夫人、ヴァロワ伯夫人、サヴォワ公などの所領の住民も、課税対象となった (3 条)。イングランド軍の捕虜となり、身代金を支払っていないため捕囚中の人物も納税義務を負った (12 条)。ノルマンディの国王役人も例外なく徴税され (13 条)、ノルマンディ地方以外の商人が、同地方に家屋や地所を所有している場合も、課税対象となった (14 条)。

三月勅令の消費税と貸付は、ノルマンディ全土が対象とされ、一月命令と同様、ノルマンディ公ではなく王に直属している諸侯のノルマンディ内の領地においても徴税された (7 条)。ただし、聖職者は免税特権によって消費税の支払いを免除されたが、貸付には参加した (6 条)。またバイイやヴィコントなどの役人も、納税対象者とされた (17 条)。この様に、一月命令でも三月勅令でも、課税対象はノルマンディ全土の全身分が、課税対象とされた。

税の徴収や管理については、一月命令では、ノルマンディ公である王太子ジャンが任命した「その土地の彼らによく知られた人物からなる会計官」によって、動産や不動産の査定が行われ、資産税が徴収された (2 条)⁴⁸。一方、既述したように、三月勅令では、徴収実務・決算の処理は、地方三部会によって行われた。10 条では、「前述の税は、その地方の人々と彼らを代表する者たちによって徴収され」と記されているように、地方三部会の代表が徴税業務にあたることが確認でき、集められた税は、公の役人を招集して会計報告をすることが取り決められた⁴⁹。続く 11 条、12 条は、具体的な徴収業務と会計報告について、三部会の役割が明記されている。まず 11 条では、「1 人の聖職者、1 人の騎士、1 人の市民が前述の税を命じ、そしてそれが管理され、徴収される

⁴⁷ 一月命令に見られる資産税は、すでにフィリップ 4 世期に行われていた。フィリップ 4 世時代の資産税は、資産評価額の 1% が徴収されたが、後に 4% に変更された。J.F. Lemarignier, *La France médiévale*, Paris, 1970, p. 376.

⁴⁸ «les commissaires, principalement des lieux et personnes qui leur seront connus» L. Delisle, *Actes Normands de la chambre des comptes*, n° 207, p. 357.

⁴⁹ «la dite imposition seroit cueillie par les gens du dit pays et ceulx par eulx deputez» A. Coville, *Les États de Normandie*, Pièces Justificatives, n° V, p. 346.

ように、それぞれのバイイ管区を代表する」ことが定められた⁵⁰。そして12条では、「前述の三部会の他の主要な3人は、貸付についても税についても、前述のバイイ管区の全ての会計官の会計をルーアンで報告する」こととなった⁵¹。

一月命令でも三月勅令でも、徴税業務を行うのは現地の人物であった。しかし三月勅令で、ノルマンディにおいて初めて、税務の責任が明確に三部会に義務づけられたことは、注目に値する⁵²。公（王権）は、現地の内情に精通している三部会に税務の責任を負わせることで、効率的な税徴収を目指したのである。またこのことは、課税業務に携わる現地住民側にとっても、課税徴収のイニシアティブを取ることで、戦火にみまわれたノルマンディの復興と、防衛体制を構築することを意図していたと考えられるのである⁵³。

以上、一月命令と三月勅令を比較することから、イングランド軍侵攻後の危機対応における地方三部会の決議内容を検討した。双方とも課税対象は全ノルマンディに及び、税徴収は現地人によって行われた。しかし、1月命令で指示された資産税が、三月勅令では消費税と貸付に変更された。このことは、前年11月のルーアン地方三部会に続いて、1348年3月にポン・トドメールで地方三部会が、再び開催された主要な要因であると考えられる。すなわち、資産評価業務を伴う資産税は、実際には徴収が困難であり、ポン・トドメール地方三部会で、より課税が容易な消費税と貸付に切り替えられたのである。

またこれに伴い、地方三部会が税務の責任を負うことになった。このことは、課税方式が資産税から消費税と貸付に変更されたことと同様、公（王権）がより有効な税徴収を志向した結果、地域住民の協力を求めたためであると考えられる。この様に、ポン・トドメール地方三部会で、地方三部会が援助金徴収業務に携わることが取り決められたことは、同三部会における合意形成の背景に、君臣間の密接な協力体制が機能していたと考えられるのである。

おわりに

以上、創設期のノルマンディ地方三部会、特に、1337年、1339年、1347年、1348年の各地方三部会について、どのように君臣間の合意形成がなされてきたのかを検討した。1337年と1339年の地方三部会では、必ずしも援助金という形式はとられず、それぞれ贈与と軍役提供という形で王権への援助が合意された。また1339年には、第2ノルマンディ憲章が発布され、王権による臨時税実施の規定が明確化された。1347年と1348年の一連の地方三部会では、地域の実情に

⁵⁰ 《ung cleric, ung chevalier et ung bourgeois seroient deputez en chascun bailliage pour ordonner la dite imposition et comme elle sera bailliee et receue.》 *Ibid.*, Pièces Justificatives, n° V, p. 346.

⁵¹ 《troys autres personnes principaulx des ditz estatz orront à Rouen les comptes de tous les commissaires des ditz bailliages, tant du prest que de l'imposition》 *Ibid.*, Pièces Justificatives, n° V, p. 346.

⁵² *Ibid.*, p. 62.

⁵³ 例えば13条では、徴収された税の一部を地域防衛のための城塞建築やその修復にあてられることが定められた。*Ibid.*, Pièces Justificatives, n° V, p. 347.

合わせて課税形式が変更され、臣民側の課税業務への協力体制が構築された。

ここで最初に提起したフランス化と地方主義の問題に立ち返ってみると、次のことが指摘できる。フランス化の面から言えば、第一に、14世紀に、ノルマンディは他の王国周縁地域と同様、地方三部会が組織されたことが挙げられる。ノルマンディ地方三部会は、王権によって、あるいはノルマンディ公である王太子ジャンによって主催され、他の地方三部会と同様に国王課税諮問機関として機能したのである。第二に、ノルマンディ地方三部会では、どのような形式をとるにせよ、王権への援助自体を否定することは原則としてできなかったことが指摘できる⁵⁴。1337年と1339年のノルマンディ地方三部会で問題となったのは、臨時税実施条件の明確化であり、援助自体が否定されることはなかった。また1339年の第2ノルマンディ憲章発布後は、地方三部会ではどのような課税方式を採用するのが問題となり、臨時税の適用自体が否定されることはなかったのである。

また地方主義の面からも次のことが指摘できる。まず、1339年の第2ノルマンディ憲章によって、ノルマンディの免税特権の確認と臨時課税実施の規定が、王権と同地方の間で成立したことは、王権による恣意的な課税を制限し、同地方が税制面において王権からの一定の独自性を獲得したことを意味している。また1348年のポン・トドメール地方三部会において、三部会が課税業務の責任を負ったことも、ノルマンディが自律的な地方団体として機能していたことを示唆しているのである。

この様に、ノルマンディ地方三部会には、同地方のフランス化と地方主義が共存していたと言えるであろう。ノルマンディ地方三部会における君臣間の双方向的なコミュニケーションは、この一見相反する両傾向を統合し、円滑な合意形成を成立させるための必要不可欠な要素であったと考えられる。言わば、地方三部会は、単なる国王課税諮問機関ではなく、王権と地方主義が色濃く残るノルマンディを結ぶ対話の場としての機能を果たしていたと言えるであろう。

本稿の時代に続く1350年代には、ノルマンディは、エヴルー伯シャルルを中心とする反ヴァロワ貴族層の台頭や、ポワティエの戦いの前哨戦となるイングランド軍の侵攻、イングランド軍による同地方西部の占領を経験する。これを受けてノルマンディ地方三部会は、地方三部会を細分化させた「地域」三部会の成立や⁵⁵、1355年以降毎年開催される全国三部会との連携の問題など、様々な課題に直面する。しかし、これらの事柄は、本稿の範囲を大きく超える問題であるので、今後の課題として研究に努めていく所存である。

【付記】本稿は平成26年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

⁵⁴ このことは他の地方の地方三部会にも当てはまる。A. Tomas, *Les états provinciaux de la France centrale*, pp. 60-61, 72.

⁵⁵ 「地域」三部会は、パイ管区を単位として開催されるが、議題の性質によって複数のパイ管区が共同で三部会を開催することもあった。Ch. Petit-Dutaillis, *Charles VII, Louis XI et les premières années de Charles VIII (1422-1492)*, Paris, 1902, p. 251.